



特集

持ち物チェックリスト

必要書類が不足している場合、申告の相談受付ができません。

このチェックリストを利用し、お忘れ物なく申告会場にお越しください。

※必要な様式がお手元にない場合、税務署に連絡すると郵送してもらえます。

1.全員が必要なもの

- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 申告者本人名義の口座のわかるもの(金融機関名・支店名・口座番号)
- 本人と家族のマイナンバー…マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー入り住民票のいずれか。(コピーでも可)
- 税務署から送られてきた申告書・確定申告のお知らせはがき(通知)。
※税務署から送られてきたものがない方は以下の情報が必要です。
 - └ 予定納税 (していない・した ⇒ 予定納税額)
 - └ 納付方法 (口座振替・納付書)

2.収入のわかるもの

- 収支内訳書、青色決算書…営業・農業・不動産収入のある方が対象です。
※**未完成では受付できません。**収入、経費を合計し、所得金額まですべて記入をしてください。
- 源泉徴収票…給与、公的年金収入のある方が対象です。
※**地区の役員等の報酬分も必要です。手元にない場合は支払元からの再発行が必要です。**
日本年金機構(中村年金事務所): ☎052-453-7200
農業者年金基金: ☎03-3502-3945
- 個人年金(定期、終身)・報酬・シルバー等の支払報告書
- 保険の満期返戻金・解約返戻金等の支払報告書

3.控除のわかるもの

- 社会保険料の支払額がわかるもの…年末調整で完了している方は不要です。
※**還付があった場合は、還付通知書の写しが必要**です。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料⇒民生部住民課: ☎97-3472
介護保険料⇒すこやかセンター内福祉課: ☎52-1001
国民年金⇒日本年金機構(中村年金事務所): ☎052-453-7200
- 生命保険、地震保険の控除証明書…年末調整で完了している方は不要です。
- 身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書
※障害者控除対象者認定書は福祉課が送付しています。**複数お持ちの方は、すべてが必要**です。
- 医療費控除の明細書…スイッチOTC控除を受ける方は、対象者と証明するものが必要です。
※おむつ代を含める場合は、医師または福祉課から発行される「おむつ証明書」が必要です。
- 寄附金の領収証書等…ワンストップ特例を申請した方も、確定申告が必要です。
- 住宅ローン控除等に関する書類…税務署にお問合せのうえ、書類をそろえてください。

4.その他の収入

- 譲渡所得の内訳書(総合譲渡用)…貴金属等卖了の方が対象です。
※**未完成では受付できません。**
- 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)…不動産を卖了の方が対象です。
※**未完成では受付できません。**

所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに



●**申告期間** 2月17日(月)～3月16日(月)

本村に住所のない方は、住所地の申告会場または津島会場(商工会議所)にて申告してください。

●**受付時間** 午前8時30分～正午、午後1時～5時

各受付時間内に添付書類がそろわない場合、収支内訳書等が完成しない場合は、次の受付時間となります。

会場の状況や申告の内容により、順番が前後する場合があります。ご了承ください。

申告の内容によっては、役場会場での申告相談を受付できない場合があります。

(例：上場株式等の配当、譲渡収入がある方、初めて住宅ローン控除等を受ける方で、贈与を受けた分がある方 等)

確定申告の相談日程		会 場
2月	17日(月)	飛島村役場 2階 第3会議室
	18日(火)	
	19日(水)	
	20日(木)	
	21日(金)	
	25日(火)	
	26日(水)	
	27日(木)	
	28日(金)	
3月	2日(月)	
	3日(火)	
	4日(水)	
	5日(木)	
	6日(金)	
	9日(月)	
	10日(火)	
	11日(水)	
	12日(木)	
	13日(金)	
	16日(月)	

2月	25日(火)	商工会 青色決算指導	産業会館 1階会議室
3月	6日(金)	商工会 確定申告書取りまとめ	

※1. 地区の日程でご都合の悪い場合は、別の日にお出かけください。

2. 本年度は**2月27日(木)に東海税理士会津島支部による無料税理士相談ができます。**

なお、相談時間は午前9時30分～正午、午後1時～**4時**です。

3. 商工会の相談は、午前9時30分～正午、午後1時～3時30分です。



特集

確定申告について

申告期間は、2月17日(月)～3月16日(月)です。以下の点にご注意ください。

●確定申告のお知らせ・所得税申告書等の用紙

所得税確定申告書等用紙の代わりに「**確定申告のお知らせ**」が送付されています。(e-TAXにより申告書を送信された方は何も送付されません)こちらには、予定納税額や振替口座等確定申告に必要な情報が記載されていますので、**必ず申告会場にお持ちください。**

なお、「確定申告のお知らせ」に**納付書が同封されている方は、納付書も必ずお持ちください。**

申告書の用紙は、税務署に連絡すると郵送してもらえるほか、税務署窓口、役場玄関にも設置していますので、必要書類をそろえてください。

※申告書等が送付されない場合でも、確定申告が必要な場合があります。



●マイナンバー

申告書には申告者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の**マイナンバーの記入が毎年必要**です。

マイナンバーは、番号のメモではなく、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票の写しのいずれかをお持ちください。(それぞれのコピーでも可)

●帳簿・収支内訳書の作成

事業収入(営業・農業)、不動産収入がある方は、ご自身で作成した帳簿を基に事業収入(営業・農業)、不動産収入の収支内訳書の作成が必要です。**作成が完了していない場合は、申告受付が出来ません。**作成にあたっては、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただくことも可能です。前年の収支内訳書等を参考に、漏れの無いように作成をお願いします。

★注意点★

①収入合計、経費合計、所得金額を計算し、**提出用にボールペンで記入**してください。**押印して完成**となります。

②農地中間管理機構関係の収入は、**契約者(=土地の所有者)の申告**となります。

契約者と収入の受領者(お金の受取人)が別の場合、贈与税の申告が必要な場合があります。

贈与税の申告については、津島税務署でご相談をお願いします。(津島税務署：☎26-2161)

③農地中間管理機構関係の収入の種類は、以下のとおりとなります。

・協力金、補助金…農業収入のある方⇒農業の雑収入。農業収支内訳書の雑収入欄に記入してください。

農業収入のない方⇒総合雑収入。所得税申告書のその他の雑収入欄に記入してください。

・賃料…不動産収入。不動産の収支内訳書の作成が必要です。

④農協からの出資配当金は、農業の収支内訳書には記入しないでください。

※出資配当金は農業収入ではなく、配当収入です。

白色申告でも収入金額や必要経費を帳簿に記載するとともに、請求書・領収書を保存する義務があります。(帳簿については7年間、その他書類は5年間)税務調査の際に提示を求められ、適切に作成されていない場合は経費として認められないなど不利益が生じますので、引き続き記帳および保管をお願いします。

●医療費控除

医療費控除は、通常の医療費控除とスイッチOTC控除(セルフメディケーション税制)の**どちらか一方の選択制**です。控除を受ける場合は、**明細書の記入、提出が必要**です。

※領収書は、申告期限から5年間は自宅で保存し、税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません。

●医療費控除の明細書

明細書は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記入してください。

医療費控除を受ける際は、福祉医療等で自己負担がない分、高額療養費で返金された分、医療保険等の給付を受けた分は自己負担額から除く必要がありますので、合計する際はご注意ください。

スイッチOTC控除を選択する場合は、明細書のほかに、特定健康診査・予防接種・定期健康診断(事業主健診)・健康診査・がん検診のいずれかを受けたことが分かる領収証または結果通知表の添付が必要です。各検診、予防接種費用は控除対象外です。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付することで明細の記入を省略することも可能ですが、通知の様式や記載事項によって添付書類として使用できない場合がありますので、ご自身の健康保険組合等にご確認ください。

●配偶者控除・配偶者特別が変更になります

平成30年分の所得税から配偶者控除、配偶者特別控除の金額がそれぞれ変更となっています。変更後の所得税控除額は次のとおりです。なお、控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、納税義務者本人の所得が1千万円以下の場合の配偶者をいいます。

配偶者控除、配偶者特別控除の金額を正しく判定するためには、納税者自身の収入額と配偶者の収入額を見る必要があります。正しい控除額を判定するために、申告会場には、配偶者の収入金額がわかるものが必要です。

変更後の配偶者控除の金額		
納税義務者の合計所得金額(給与収入参考)	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下(1120万円以下)	38万円	48万円
900万円超950万円以下(1120万円超1170万円以下)	26万円	32万円
950万円超1000万円以下(1170万円超1220万円以下)	13万円	16万円

同一生計配偶者とは…
①12月31日(年の途中で死亡した場合は死亡の日)の時点で生計を一にしている。
②合計所得が38万円以下である。
③事業専従者でない。
以上①～③全てに該当する配偶者のことです。

納税義務者の合計所得金額(給与収入参考)	変更後の配偶者特別控除の金額									
	控除額									
	配偶者の合計所得金額が…									
	38万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	
900万円以下(1120万円以下)	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
900万円超950万円以下(1120万円超1170万円以下)	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超1000万円以下(1170万円超1220万円以下)	13万円	21万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

●住民税申告

所得税の申告をされない方で、次のいずれかに該当する方は、住民税の申告をする必要がありますので確定申告期間中に申告会場へお越しください。

①給与所得のあった方で勤務先から飛島村へ「給与支払報告書」の提出のない方

※提出の有無は勤務先に確認してください。

②給与所得のある方で給与所得以外の所得もある方

③営業、地代、家賃、配当、農業、個人年金(公的年金を除く定期年金、終身年金等)などの所得がある方

④所得がない方

⑤特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある口座)に係る所得について、所得税と住民税で異なる申告方式を選択される方

①～④の方は、「確定申告必要書類チェック」のページを参考に、必要書類をそろえて申告会場へお越しください。⑤の方は、所得税確定申告書の控えをお持ちください。住民税申告に添付していただきます。

※申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の算定における判定が正しくできない場合があります。また、所得・課税証明書の発行もできません。